

九州地域教育ファーム推進協議会設置要領

1. 趣旨

近年の食生活を巡っては、急速な経済発展に伴って生活水準が向上し、食の外部化等食の多様化が大きく進展するとともに、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中、食の大切さに対する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつある。

一方で我が国では日常生活において食料が豊富に存在することを当たり前のように受け止め、食べ残しや食品の廃棄を大量に発生させており、「もったいない」という物を大切にすることを怠りがちである。

また、食料の生産や加工等の場面に直接触れることができる機会が減少し、いわば生産者と消費者との物理的、精神的な距離が拡大してきた結果、限られた国土や水資源といった自然の恩恵の上に貴重な食料生産が成り立っていること、食べるという行為は動植物の命を受け継ぐことであること、そして食生活は生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感しにくくなっている。

このようなことから農林漁業に関する様々な体験活動等を通じて自然に食に関する感謝の念や理解が深まっていくよう地域の特性を活かしつつ「教育ファーム」の取組が推進されることが期待されている。

このため、農林漁業体験活動に関わる多様な関係者が連携を強化しつつ、九州地域の「教育ファーム」の取組を効果的に推進するため、九州地域教育ファーム推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

※教育ファームとは、「農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上の間行う」ことをいう。

2. 協議事項

協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 九州における「教育ファーム」推進の現状についての分析及び課題の抽出。
- (2) 検討結果に基づいた「教育ファームの推進方策について」の作成。
- (3) 「教育ファームの推進方策について」に基づいた推進状況の評価
- (4) その他事項

3. 構成・運営

- (1) 協議会は委員をもって構成する。
- (2) 委員は、農林漁業体験活動についての専門的知識を有する者、農業団体、学校関係者、消費者団体、教育ファーム実践者、企業、マスコミの中より、九州農政局長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 協議会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (5) 協議会の事務局は、九州農政局消費・安全部消費生活課に置く。

附則 この要領は、平成22年2月1日から施行する。

